

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度川行審答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 申請期限が9月30日までとなっているが、申請手続の書面が届いたのが期限の10日から14日前であり、期間が異常に短かった。延長申請手続の案内はこの1回のみで、ずさんで怠慢な心証である。
- (2) 書面を普通郵便で受領した頃は、高熱等で体調が極めて悪かったため、書面の申請期限を見落としてしまった。  
そして、支給決定が令和4年7月●●日付けだったことや、求職活動が8月、9月、10月末日分まであり、9月30日厳守の申請とは想定できていなかった。
- (3) 申請期限は、2022年9月30日（金）当日消印有効と記され、申請期限を過ぎた場合（消印期限）は、原則申請不可と記されている。審査請求人は、10月5日に、センターへ膨大な申請書類を持参し、体調不良や期限が異常に短いなどを説明したが、一切の容赦なく不支給決定となった。
- (4) なお、原則という文言や、9月30日（金）当日消印と記されているが、もし、9月30日（金）に郵送手続をしても、10月1日、2日の土日を挟むので、10月5日（水）の持参提出を不支給とした事由が不可解で失望している。
- (5) センターに相談受付・申込票に電話番号やメールアドレスを記載し、提出しているにもかかわらず、延長申請についてのフォローが何もなかったが、センターからの電話、メール等のフォローがあれば、申請期限に間に合わないことは絶対になかった。
- (6) センターと面談を行い、支援プランを作成すると記されているが、「プラン兼事業等利用申込書」を提出したが、記載の電話連絡はなく、支援プランなど作成されていない。
- (7) したがって、住居確保給付金の窓口であるセンターは、延長申請手続が厳

格なルールであることについて、その説明とフォローを怠っていたとの見解である。

## 2 審査庁の見解

### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

### (2) 理由

#### ア 審査基準の合理性について

##### (ア) 住居確保給付金に係る審査基準（裁量基準）

住居確保給付金については、生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援法施行細則等に規定されているが、住居確保給付金に関する具体的な事務手続等の詳細については、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、国（厚生労働省）から、各都道府県知事、各指定都市市長及び各中核市市長宛てにマニュアルが示されており、このマニュアルを踏まえ、川崎市では、市要領を作成、公表し、マニュアル及び市要領を住居確保給付金の支給等の手続に係る審査基準（裁量基準）として採用している。

##### (イ) 延長申請に係る申請期限

住居確保給付金の延長申請に係る申請期限については、マニュアルが「支給期間の最終の月の末日（中略）までに「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」を自立相談支援機関に提出する。」と定めていることを受け、市要領においても、同様に、「受給者が支給期間の延長、再延長及び再々延長を希望するときは、支給期間の最終の月の末日（中略）までに「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」を、相談センターを通じて川崎市長に提出する。」と規定している。

##### (ウ) 検討

###### a 住居確保給付金に係る審査基準について

住居確保給付金に係る審査基準については、生活困窮者自立支援法第6条第1項で定める住居確保給付金に係る事務手続に関する事項等を具体的に定めたものであって、住居確保給付金に係る費用の一部が国の負担とされていることなどからも、統一かつ適正に支給されることが求められるものと考えられ、その内容が、同法並びに生活困窮者自立支援法施行令及び生活困窮者自立支援法施行規則の趣旨に合致しない不合理なもの認められない限りにおいて、住居確保給付金の支給に関して遵守すべき基準となるべきものという性格を有すると解

される。

b 延長申請に係る申請期限について

また、上記のイの申請期限に係る規定については、生活困窮者自立支援法施行規則第10条各号及び第12条第1項ただし書との関係を踏まえれば、支給期間中の申請日及び申請日の属する月において、延長に係る要件のいずれにも該当する必要がある、延長申請については、支給期間中になされなければならないと解することは、合理的であるといえる。

イ 川崎市における運用について

上記のとおり、川崎市では、延長申請に係る期限について、原則として「支給期間の最終の月の末日」までとしているが、当該期限を過ぎた場合でも、入院等により不在で申請書類を受領できなかった場合や、新型コロナウイルス感染症に感染し外出することができず、提出することができなかった場合等、本人の責めに帰することができないやむを得ない事情があり、かつ、それを証明できる場合であれば、支給について考慮することとする運用を行っている。

これは、住居確保給付金制度の趣旨が、離職等により住居を喪失した者等に対する自立支援に係るものであること、また、国（厚生労働省）の通知が、支給期間の延長申請に係る申請書の期限について、「原則として、再延長期間の最終月の末日までに（中略）延長申請書を自立相談支援機関を通じて自治体に提出させる必要があります。」と示しており、例外的な取扱いも許容していることからすると、申請者に対する公正・公平な運用がなされている限りにおいては、不合理な取扱いとはいえない。

ウ 本件延長申請について

上記の基準によれば、住居確保給付金の延長申請に係る期限は、支給期間の最終の月の末日となる。

審査請求人については、初回の住居確保給付金の支給期間が令和4年8月から同年9月までとなっていることから、延長申請に係る申請期限は、令和4年9月30日となるところ、審査請求人は、同年10月6日にセンターの窓口に来庁し、本件延長申請書を提出している。

したがって、同申請期限を経過していることは明らかである。

また、上記の運用を踏まえ、センターは、上記の来庁時に審査請求人に対して面談を行い、申請期限を過ぎた理由、事情等について聴取りを行っている。

それによると、審査請求人は、期限が令和4年9月30日消印となって

いることを見落としていたとする旨、初回申請に係る3回目の振込日が9月28日のため9月30日が締切日とは思っていなかったとする旨、準備する書類が多く申請が大変だったとする旨、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る10月の申請書類と一緒に作成しようと思っていた旨を述べていたことが認められる。

また、審査請求人は、その聴取り調査の後（令和4年10月6日中）に、処分庁宛てに架電し、延長申請を受け付けて欲しい旨の申出をしているが、その際の説明は、センターに対してした上記内容と同様のものであったことが認められる。

以上の認定事実を踏まえれば、本件延長申請に係る期限を経過したのは、申請期限を見落としていたなどの審査請求人自身の個人的な事情（過誤・誤認等）が主因となったものであるといえ、申請期限を経過したことについて本人の責めに帰することができないやむを得ない事情があったと認めることはできない。

#### エ 小括

以上により、本件延長申請が申請期限を経過して提出されたものであることを理由として不支給であるとした本件処分について、違法又は不当ということとはできない。

#### オ 審査請求人の主張について

##### (ア) 申請期限の厳格性について

審査請求人は、延長申請に係る書類に記載されている「原則」という文言等からも、申請期限については柔軟に対応すべきである旨主張するが、住居確保給付金に係る費用については、その一部が国の負担とされており、制度として統一的かつ適正に支給されることが求められること、また、住居確保給付金は、その性質上、離職者等の支援を要する者に対して円滑・迅速な支給が求められるところ、川崎市における住居確保給付金に係る申請は、令和3年度においては2千件以上、令和4年度の申請件数は1千件程度と相当数があり、処分庁は、それぞれの申請に対して収入要件及び資産要件等に関する審査が必要となることなどを考慮すると、処分庁が、申請期限について相当の厳格性をもって申請者に対して申請書等の提出を求めることには、合理性があると認められる。

また、審査請求人については、申請期限を経過したことについてやむを得ない事情があったと認めることはできない。

したがって、上記主張を根拠として本件処分が違法性又は不当性を有するものと判断することはできない。

(イ) 延長申請の期限（期間）とその周知方法について

審査請求人は、申請期限が令和4年9月30日までとなっているところ、申請に係る書面が届いたのは同期限の10日から14日前で極めて短いものであり、その案内も1回のみで、ずさんで怠慢な対応である旨主張する。

しかしながら、処分庁が審査請求人に対して延長申請に係る書類を発送したのは同年9月14日であると認められるところであり、期限の同年9月30日までは少なくとも10日以上猶予があったと認められる。

また、本件延長申請は初回の申請ではないこと、審査請求人は、これまでセンターの担当者とやり取りをした経緯もあり、記載について不明な点等があれば、問合せをしながら申請書を作成することも不可能ではないこと、申請書以外の関係書類（不足書類）は「後日提出も可能」とされていること等の事実を考慮すれば、申請期限の設定について、処分庁に不備、不当な点があったと認めることはできない。

さらに、審査請求人に対しては、初回の交付決定に係る通知書の添付書類において、次回の延長に係る申請月は9月であること及び次回申請に必要な書類は、次回申請月の中旬頃に発送する旨、また、その後に送付された延長申請に係る案内においても、申請期限が令和4年9月30日であることを明示し、通知しているのであるから、審査請求人にとって申請期限を認識するための機会が不十分であったということとはできない。

したがって、申請期限の設定や周知方法について処分庁の裁量に逸脱、濫用があったと認めることはできない。

(ウ) 実損金額の請求について

審査請求人は、本件審査請求において、延長分と再延長分に係る住居確保給付金の支払い（実損害額の支払い）を求めている。

しかしながら、行政不服審査制度は、行政庁による処分等について違法又は不当な点があるか否かを審査する制度であるから、本件審査請求において、上記実損金に係る支払いの当否に関し、審査することはできない。

(エ) 生存権の侵害について

審査請求人は、本件処分により、生存権を侵害された旨主張するが、上記のとおり、本件処分は適法かつ妥当なものといえるから、審査請求人に係る法令上の権利が侵害されることにはならない。

(オ) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、センターは、支援プランの作成並びに延長申請に係る説明及びフォローを怠っていたものであり、センターからの電話、メール

等のフォローがあれば、申請期限に間に合わないことは絶対になかったとする旨主張する。

しかしながら、支援プランの作成は、本件処分とは直接の関係はなく、申請期限の周知方法等については、上記イのとおり、違法又は不当な点は認められない。

また、住居確保給付金に関する法令等の規定において、延長申請の期限に関し、センターの職員から、審査請求人をはじめとする住居確保給付金の受給者に対して、文書による周知に加え、個別の電話やメール等を行うことを義務付けるものとする趣旨を見出すことはできない。

したがって、センターの担当者の職務について怠る事実を認めることはできない。

#### (カ) 小括

以上により、上記の審査請求人の主張については、いずれも採用することはできない。

カ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

他に、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 裁決についての考え方

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 理由

上記第2 2（2）と同様

### 第4 調査審議の経過

令和5年10月16日 諮問の受付

同年11月29日 第1回審議

令和6年 1月10日 口頭意見陳述、第2回審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

#### 2 審査会の判断について

(1) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

(2) 審理関係人の主張及び本件審査請求の争点について

ア 審査請求人は、令和4年10月6日にセンターの窓口に来庁し、本件延長申請書を提出している。したがって、同申請期限を経過していることは明らかである。

イ 本件延長申請に係る期限を経過したのは、申請期限を見落としていたなどの審査請求人自身の個人的な事情（過誤・誤認等）が主因となったものであるといえ、申請期限を経過したことについて、口頭意見陳述での主張を踏まえたとしても、本人の責めに帰することができないやむを得ない事情があったと認めることはできない。

ウ 住居確保給付金に係る費用については、その一部が国の負担とされており、制度として統一かつ適正に支給されることが求められること、また、住居確保給付金は、その性質上、離職者等の支援を要する者に対して円滑・迅速な支給が求められるところ、川崎市における住居確保給付金に係る申請は、令和3年度において2千件以上、令和4年度の申請件数は1千件程度（当審査会において処分庁に調査を行い事実確認した。）と相当数あり、処分庁は、それぞれの申請に対して収入要件及び資産要件等に関する審査が必要となることなどを考慮すると、処分庁が、申請期限について相当の厳格性をもって申請者に対して申請書等の提出を求めることには、合理性があると認められる。

エ 申請期限の設定や周知方法について処分庁の裁量に逸脱、濫用があったと認めることはできない。

オ 以上により、本件延長申請が申請期限を経過して提出されたものであることを理由として不支給であるとした本件処分について、違法又は不当ということとはできない。

(3) 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

他に、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安 富 潔
委員	田 所 美 佳
委員	葭 葉 裕 子